

令和8年第4回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年4月28日(火)

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会5月臨時会・6月定例会の日程について
- (2) 令和8年度運動会(小学校)・体育大会(中学校)の日程について
- (3) 市内学校園の園児・児童・生徒数、学級数の状況について
- (4) 新宮地域小中一貫校について
- (5) 不登校・いじめについて

4 議事

- | | |
|--------|---|
| 報告第 6号 | たつの市教育委員会事務局職員の任免について |
| 報告第 7号 | たつの市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 |
| 報告第 8号 | たつの市学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
制定について |
| 報告第 9号 | たつの市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則制定につ
いて |
| 報告第10号 | 第19回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について |
| 報告第11号 | たつの市立室津民俗館専門委員の委嘱について |
| 報告第12号 | たつの市立室津海駅館専門委員の委嘱について |
| 報告第13号 | たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について |
| 報告第14号 | たつの市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について |
| 議案第 8号 | たつの市指定文化財の指定について |
| 議案第 9号 | たつの市人権教育推進委員の委嘱について |
| 議案第10号 | たつの市人権教育アシスタントの委嘱について |
| 議案第11号 | たつの市人権学習資料作成委員の委嘱について |
| 議案第12号 | たつの市教育委員会委員の辞職の同意について |

5 自由討議

- | | | |
|----------------|-------------------|----------|
| 6 次回教育委員会開催予定日 | 令和8年5月26日(火) | 午後1時30分～ |
| 〃 開催場所 | (新館3階 301、302会議室) | |
| 次々回教育委員会開催予定日 | 令和8年6月 日() | 午後 時 分～ |
| 〃 開催場所 | () | |

7 閉会宣言

令和8年第4回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和8年4月28日（火）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和8年第4回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(5) 不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、議事の議案第9号「たつの市人権教育推進委員の委嘱について」、議案第10号「たつの市人権教育アシスタントの委嘱について」及び議案第11号「たつの市人権学習資料作成委員の委嘱について」は、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第2号の規定により、議案第12号「たつの市教育委員会委員の辞職の同意について」は、同規則第9条第1項第7号の規定により、非公開にすることが適切であると思われま。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会5月臨時会・6月定例会の日程について、事務局報告願います。

事務局

たつの市議会の開催日程について、第2回臨時会が5月19日火曜日に、第3回定例会については、6月4日木曜日に第1日、10日水曜日に福祉文教常任委員会・分科会、18日木曜日と19日金曜日に一般質問が行われ、25日木曜日が最終日となっています。以上です。

教育長

一昨日の日曜日にたつの市議会議員選挙があり、新たな20名が決定しました。新人と元職の5名が新たに議員となられ、5月19日の臨時会が最初の議会となります。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言ないようですので、次に(2) 令和8年度運動会(小学校)・体育大会(中学校)の日程について、事務局報告願います。

事務局 令和8年度運動会・体育大会への出席についてご依頼いたします。お配りした資料により、割当ての学校へ出席をお願いします。開会の概ね15分前には学校へ参集いただきますようお願いいたします。また、雨天の場合は各委員に電話連絡させていただきます。以上です。

教育長 各委員におかれてはそれぞれ割当ての学校に出席をお願いします。各学校からの案内はしないこととしていますので、各委員が出席する運動会の前日に、担当職員からショートメールか電話で個別に連絡するようにしてください。
運動会・体育大会の日程について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
ご発言ないようですので、次に、(3)市内学校園の園児・児童・生徒数、学級数の状況について、事務局報告願います。

事務局 それでは、小学校から説明します。児童数の合計は3,400名で昨年度と比較して161名の減となっていますが、特別支援学級児童数は285名で17名の増となっています。学級数については190学級となっており、昨年度と比較して5学級の減となっています。次に、中学校についてです。生徒数の合計は1,875名で昨年度と比較して48名の減となっていますが、特別支援学級生徒数は108名で24名の増となっています。学級数については75学級となっており、昨年度と比較して2学級の増となっています。次に、過去5年間の推移の表について説明します。小学校、中学校ともに人数は減少傾向ですが、特別支援学級在籍児童生徒数は小学校、中学校ともに増加が続いています。各学校の詳細については、資料をご覧ください。以上です。

教育長 小宅小学校の人数が1,073名となっていますが、前年度と比較すると減少しましたね。

事務局 はい、おっしゃるとおりで42名の減となっています。

委員 小宅小学校の入学式に行かせていただきましたが、今年は1年生が2クラス少ないとお聞きしました。

教育長 中学校は、今年から1年生が35人学級となり、2年生と3年生は以前と変わらず40人学級となっています。

事務局 龍野東中学校が1クラス増、新宮中学校が1クラス減となりました。

教育長 続いて、保育所・こども園の園児数の状況についてお願いします。

事務局 それでは、園児数の状況について説明します。はじめに、公立保育所・こども園の園児数は、前年度と比較して36名減少し、728名です。そのうち0歳児から2歳児は4名の減少、3歳児から5歳児は

32名の減少となっています。私立保育所・こども園の園児数は、前年度と比較して32名減少し、1,286名です。そのうち0歳児から2歳児は1名の増加、3歳児から5歳児は33名の減少となっています。市内全体の園児数は、前年度と比較して68名減少して2,014名、そのうち0歳児から2歳児は3名の減少、3歳児から5歳児は65名の減少となっています。園児の減少の原因ですが、0歳児は前年度比で9名の増加、2歳児は増減なし、4歳児は39名の増加となっている一方、1歳児、3歳児、5歳児については、合計116名の減少となっています。結果的に0歳児から5歳児までの人数は68名の減少となっており、結果的に人口の減少によるものと考えられます。各園の内訳については資料をご覧ください。以上です。

教育長

たつの市では、保育料の無償化に伴い、3歳児から5歳児の98%か99%は公立か私立に入園しています。一方で0歳児から2歳児までは家庭の状況により入園している、入園していないという状況です。結局のところ、4歳児となる子の出生数が多かったということですね。

ところで、今年度からこども誰でも通園制度が始まり、利用者もいるかと思いますが、その利用者はこの園児数にカウントされるのでしょうか。

事務局

いえ、園児数には含まれません。

教育長

私立園でこの制度を実施いただきますが、その利用者はこの園児数には含まれないということですね。

事務局

参考となりますが、現在40名が認定を受けており、そのうち27名が利用を開始していると聞いています。

教育長

全体を通して、児童・生徒数、園児数について、何かご意見・ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、次に、(4)新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

小中一貫教育推進課から報告します。従前から開校準備委員会を開催しているところですが、今年度は校章を定めることになっており、決定次第、お知らせいたします。同時に、校歌や小学校の制服についても協議しており、令和10年度の開校に向けて準備を進めているところです。以上です。

事務局

建設工事について、お手元にお配りしている資料で現況をお知らせします。資料の左上の図面が計画図、左下が工事範囲の図面となっており、赤色で囲った範囲が現況の工事エリアとなっています。白抜きとなっている体育館と運動場は授業等で使用しています。資料の右側には4月17日時点での工事箇所周囲の写真を掲載しています。撮影から少し日数が経過していますので、実際はもう少し進んでいるかと

思います。工事の打ち合わせの際、外周も確認していますが、工業者により適切に管理されています。進捗状況についてですが、4月30日の見込みで全体の4.2%、解体は概ね70%、校舎については60%程度、プールについては解体が完了しました。旧給食センターの解体は80%程度、スポーツセンターの改修は40%程度となっており、全体的には若干遅れ気味という状況となっています。現在のところ、近隣から特段の苦情等はありません。中東情勢による資材不足が懸念される場所ですが、必要な調整をしつつ、適切に進めたいと思っています。以上です。

教育長

北学校給食センターの業務に支障はありませんか。

事務局

はい、大丈夫です。

教育長

通学や仮設校舎での授業等について、新宮小学校から苦情や相談はありませんか。

事務局

今のところ特に聞いていません。

教育長

わかりました。現状としては順調に進んでいるところかと思えます。

以上のことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

解体工事が始まって、音楽の授業に支障はないのか少し気になる場所です。

教育長

写真にもあるとおり、建物の解体に伴って防音や粉塵の飛散防止のための幕が設置されています。この幕がある間はある程度の騒音は抑えられていると思いますが、解体が終了し、幕が外されると音が大きくなるかもしれません。

ほかに、ご質問等はございませんか。

特にご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第6号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」、事務局説明願います。

事務局

報告第6号たつの市教育委員会事務局職員の任免について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。詳細は資料の職員異動発令名簿等を参照ください。以上です。

教育長

以上のことについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第6号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第7号「たつの市教育委員会事務局組織の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

事務局

報告第7号たつの市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。改正の内容としては、(仮称)はりま新宮小中一貫校の建設を着実に実施するため、推進体制の強化を図るに当たり、事務を明確化するため、教育環境整備課環境整備係の業務の内容に、小中一貫校の整備について明記するものです。改正文や新旧対照表については資料をご覧ください。以上です。

教育長

小中一貫校建設担当課長という職を置くということについては総務課で定めていると思いますが、この事務局組織規則は、どの部署がどのような業務を所管するかということを決めているものです。今回の改正は、小中一貫校の整備に関することについて、教育環境整備課が所管するということを決記するものになります。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第7号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第8号「たつの市学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」と報告第9号「たつの市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、一括して事務局説明願います。

事務局

報告第8号たつの市学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。改正の内容についてですが、各学校給食センターに設置されている運営委員会の任務に関し、規則第7条第1項第2号に「給食費の徴収金額に関する事」が規定されていますが、この規定については、保護者に課された学校給食費の徴収状況について、適切に徴収業務を行い、滞納の解消に努めているかということを確認いただくための規定となっています。現在本市においては、学校給食の無償化に取り組んでおり、今後滞納が発生する見込みが低いことから、当該条項を削除し、施行期日について令和8年4月1日とするものです。次に、報告第9号たつの市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改

正する規則制定についてですが、改正の内容としては、物価高騰に伴い、令和8年度からの学校給食費の月額について、小学校は5,300円から5,500円に、中学校は5,500円から5,800円に引き上げるものです。また、国における公立小学校を対象とした学校給食費無償化のための給食費負担軽減交付金の創設に伴い、徴収の特例として、学校給食の提供を受ける児童等の保護者であって、市内に住所を有しない者に係る学校給食費の徴収額を、市が定める月額と交付金の月額5,200円との差額とすることを規定するもので、施行期日について令和8年4月1日とするものです。以上です。

教育長

報告第8号については、学校給食センターの運営委員会において、学校給食費の徴収金額に関することを審議いただく必要がないことから、条文を削除するものです。次に、報告第9号については、物価高騰により小学校、中学校ともに学校給食費を値上げするものですが、皆さんご承知のとおり、たつの市民については無償化されています。また、小学校については、国の交付金制度が創設されましたので、区域外制度により市内の学校に通っている子について、給食費5,500円と交付金5,200円の差額である300円を保護者から徴収することになります。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

特にご発言がないようですので、採決に入ります。報告第8号及び報告第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第8号及び第9号は原案のとおり承認いたしました。次に、報告第10号「第19回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について」、事務局説明願います。

事務局

報告第10号第19回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。内容については、資料のとおり12名の運営委員を委嘱するものです。任期については、令和8年4月17日から令和9年3月31日までとしています。以上です。

教育長

12名の方々については、令和7年度から継続して委員を引き受けていただきました。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第10号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は原案のとおり承認

いたしました。続いて、報告第11号「たつの市室津民俗館専門委員の委嘱について」と報告第12号「たつの市室津海駅館専門委員の委嘱について」は、関連がありますので、一括して事務局説明願います。

事務局

報告第11号たつの市室津民俗館専門委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。また、報告第12号たつの市室津海駅館専門委員の委嘱についても同様の理由により、これを報告し承認を求めます。資料のとおり、民俗館の専門委員と海駅館の専門委員は同じ方となっており、委員長は鳴屋友の会事務局長の柏山さんをお願いしています。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっています。以上です。

教育長

皆さん継続して委員になっていただいているのでしょうか。

事務局

ほとんどの方が継続ですが、委員名簿の一番下、室津女性部は2年で担当が変わるということもあり、新しい方に就任いただいています

教育長

民俗館と海駅館は、同じ室津地域にあり、タイアップしてイベントを開催することも多いことから、それぞれの専門委員として同じ方に就任いただいているところですよ。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第11号及び報告第12号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第11号及び報告第12号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第13号「たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」、事務局説明願います。

事務局

報告第13号たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し承認を求めます。今回新たに末廣卓也さんを委嘱することとし、選出区分としては、関係地域を代表する者として龍野地区連合自治会からの選出、任期は令和8年4月1日から令和8年7月31日までで、前任者の残任期間となります。次ページに新旧の名簿を添付していますのでご覧ください。経緯について説明します。副会長を務めていただいている真田忠敏さんは、関係地域を代表する者のうち、龍野地区連合自治会の会長という立場で就任いただいていた。しかしながら、この会長職を辞されたことから、代わりに龍野地区連合自治会副会長の末廣卓也さんに新たに就任いただくことになりました。一方で、真田さんは龍野町並み保存会の副会

長でもあることから、審議会の委員として残っていただき、引き続き副会長を務めていただくことになりました。結果的に、審議会の委員が1名増となります。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

結局のところ、真田さんは選出される立場が変わったものの、引き続き委員を継続されるということですね。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

教育長

ほかにご発言がないようですので、採決に入ります。報告第13号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は原案のとおり承認いたしました。次に、報告第14号「たつの市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について」、事務局説明願います。

事務局

報告第14号たつの市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。内容としては、横田祐介さんを解嘱し、新たに横田充代さんを委嘱するものです。任期は残任期間の令和8年4月1日から令和9年9月30日までとなっています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第14号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は原案のとおり承認いたしました。続いて、議案第8号「たつの市指定文化財の指定について」、事務局説明願います。

事務局

議案第8号たつの市指定文化財の指定について、たつの市文化財保護条例第4条第1項の規定により、下記の物件をたつの市指定文化財に指定するものです。名称は紙本手書手彩 龍野惣絵図、種別としては有形文化財（歴史資料）、員数は1舗、指定する理由としては、たつの市文化財保護審議会の答申によるものです。添付の資料により説明します。現在知られている龍野城下町絵図のうち、最も大きく詳細な絵図であり、平成26年にたつの市が龍野神社の関係者から購入したものです。龍野城下町の全体を、一間を一分とする縮尺、約600

分の1のサイズで正確に描き、色の塗り分けにより土地の用途が示されています。鶏籠山と白鷺山は、紙を貼り合わせることで絵が立ち上がる立体的な構造となっているほか、植生も詳しく描き分けるなど、自然環境の描写も緻密で、環境空間の復元などにも有用な絵図となっています。土地ごとの間口と奥行き寸法、住人の名前なども書き込まれ、借家の場合には家の持ち主と借り主の名前なども併記されています。特に、町屋と長屋には建物の寸法まで書き込まれ、町人町を含む龍野城下町の全体について、具体的な居住内容まで記載された絵図は類例がなく、とても貴重なものです。寛政10年以降に敷地の区画や居住内容が変化した場所は、貼り紙で修正されており、それらに記載された内容から、この絵図が天保期前半、1830年代まで使用されていたと考えられます。このように、歴史的な町割りや土地利用、その変遷が示された絵図は歴史上価値が高く、また、一部の家屋が現存しており、絵図の情報と現況を比較することができる点で学術的にも価値が高いものであるとの答申をいただいています。絵図の大きさは幅が4m、一部の箇所が飛び出す絵本のような立体的な構造となっています。答申の全文については資料のとおりです。以上です。

教育長

審議会では、現物を実際に委員の皆さんに見ていただき、歴史的にも学術的にも価値が高いものだと言っていました。文化財として指定後、一般公開を予定していると思いますが、時期はいつ頃でしょうか。

事務局

秋の特別展で展示を予定しています。

教育長

レプリカが展示されていると聞きましたが。

事務局

はい、レプリカについては資料館で常設展示していますが、これは立体的なものではなく、平面図になります。

教育長

委員の皆さんには、ぜひ秋の特別展で現物をご覧いただきたいと思います。

それでは、この絵図を文化財として指定することについてご異議等はありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

委員 新宮地域小中一貫校建設工事の説明の際、中東情勢により資材が入りにくいとの話がありました。個人的な話になりますが、お風呂のリフォームを業者に相談したところ、資材がなく、そもそも受付自体できないと言われました。仕上げの工程で使用する塗料が手に入りにくくなっているそうです。そのようなこともあって、小中一貫校の工事の進捗が少し気になるところです。

教育長 中東情勢については、なかなか先が見えない状況であるように思います。現在は停戦状態だそうですが、終結に向かうのかどうか、まだしばらくは時間がかかりそうです。小中一貫校のほか、龍野東中学校武道場の改築工事にも少なからず影響があるように思います。小中一貫校の方はある程度資材を確保していただいているようですので、連絡を密にしながら進めていただきたいと思います。担当課長から何か話がありますか。

事務局 今一番問題なのが、パイプ類や防水関係の材料が枯渇しつつあると聞いています。梅雨時期が来ると、小中学校の雨漏り等の修繕にも影響があるかもしれません。また、パイプ類が手に入りにくくなっていますので、漏水などの修繕の対応に時間がかかる可能性も考えられるところです。

教育長 それでは、これで自由討議を終わります。
次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局 < 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長 以上で令和8年第4回たつの市教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時05分終了

出席者	
教育長	横山 一郎
委員	喜多 敦子
委員	秦 智康
委員	瀬戸 陽三
委員	大西 由香里
教育管理部長	藪元 崇亘
教育事業部長	古本 寛
教育部参事（兼）すこやか給食課長	平岡 千加子
教育事業部参事（兼）歴史文化財課長	新宮 義哲
教育総務課長	岩田 昌喜
教育環境整備課長	武内 喜典
小中一貫校建設担当課長	山下 一志
学校教育課長	丸山 岳志
小中一貫教育推進課長	松尾 吉晃
幼児教育課長	黒田 一司
社会教育課長	安田 弓代
人権教育推進課長	津島 威彦
スポーツ推進課長	内海 基和
社会教育課専門員	喜多村 玲